

令和5年度認知症介護研修受講申し込みについて

秋田県からの委託及び研修実施機関の指定を受け、秋田県社会福祉協議会（以下「秋田県社協」という。）が実施する「認知症介護研修」の受講については、4月当初に秋田県社協から実施計画・実施要綱・申込書等を郵送し、受講希望者の所属する施設が所在する市町村介護保険担当を經由して、秋田県社協に申込書が転送される方法で受付してまいりました。

しかし、指定介護保険サービス事業所が年々増加していることから、研修案内、受講申込み、研修実施に伴う諸連絡等の事務手続きの効率化を進める必要があります。令和5年度の認知症介護研修の案内及び申し込みについては、次のとおりといたしますので、御理解と御協力をお願いします。

秋田県社協	介護保険施設・事業所（受講希望者）
<p>1. 研修実施要綱・申込み書を秋田県社協ホームページに掲載（4月7日頃まで）します。</p>	<p>1. 秋田県社協ホームページから申込用紙等をダウンロード・印刷してください。</p> <p>2. 申込書に必要事項を記入してください。</p> <p>3. 添付書類とともに、施設・事業所が所在する市町村（又は広域市町村圏組合）介護保険担当に郵送等で提出してください。ただし、FAXでの提出は不可とします。</p> <p>4. 研修受付システムから当該受講希望者の研修申込を入力してください。</p> <p><注1> <u>研修受付システムに未登録の事業所は、別添「研修受付システム 登録について」に沿って、必ず登録してください。研修受付システムからの申込み入力がない場合、受講できない場合があります。</u></p> <p><注2> 研修毎に、受付期間、市町村締切日が異なります。実施要綱等で十分ご確認の上、研修毎の受付期間、市町村等締切日に合わせて送付してください。</p> <p><注3> 申込書は秋田県社協に直接郵送しないでください。市町村介護保険担当を經由しない申込みは受け付けいたしません。</p>
<p>2. 申込書を受理した市町村（又は広域市町村圏組合）介護保険担当から、市町村長の推薦書を添えて秋田県社協へ送付されます。</p>	
<p>3. 各市町村から届いた申込書を受付後、受講可否を決定します。 受講可否通知ほか、受講に関する諸連絡は、全て「研修受付システム」を通じて、メールで通知・連絡します。</p>	<p>5. 各種の通知・連絡を確認して受講の準備をしてください。 テキストは、指定申込み書により各自でご準備ください。</p>